

香川県農業共済団体事務費補助金交付規則及び香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜田惠造

**香川県規則第75号**

香川県農業共済団体事務費補助金交付規則及び香川県立農業大学校学則の一部を改正する規則

(香川県農業共済団体事務費補助金交付規則の一部改正)

第1条 香川県農業共済団体事務費補助金交付規則（昭和31年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「印」を削る。

(香川県立農業大学校学則の一部改正)

第2条 香川県立農業大学校学則（昭和59年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「印」及び注を削る。

第2号様式及び第3号様式中「印」を削り、各様式注2を次のように改める。

2 氏名は本人が署名してください。

第4号様式中「印」を削り、同様式注を次のように改める。

注 氏名は本人が署名してください。

第7号様式中「印」及び注を削る。

第9号様式中「印」及び注1を削り、注2を注とする。

**附 則**

1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。

2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。